

徳島県告示第百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県蔵本公園、徳島県鳴門総合運動公園及び徳島県立中央武道館

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

公益財団法人徳島県スポーツ協会

徳島市昭和町三丁目三五番地一

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで